

答申第77号
平成21年11月27日

兵庫県知事 様

情報公開審査会
会長 錦織 成史

公文書の部分公開決定に係る異議申立てに対する決定について（答申）

平成20年12月12日付け諮問第114号で諮問のあった下記の公文書に係る標記の件について、別紙のとおり答申します。

記

平成20年度精液配布調整本数一覧表

答 申

第1 審査会の結論

平成20年度精液配布調整本数一覧表を部分公開とした決定は妥当である。

第2 異議申立人の主張要旨

1 異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は、第1記載の公文書（以下「本件公文書」という。）の公開請求に対して、兵庫県知事（以下「実施機関」という。）が平成20年10月10日付けで行った部分公開決定（平成21年3月10日付けで変更決定）を取消し、その全部を公開するよう求めるものである。

2 異議申立ての理由

異議申立書、意見書及び意見陳述において述べられた本件異議申立ての理由は、次のとおり要約される。

(1) 異議申立人は、かつて、黒毛和種種雄牛（以下「種雄牛」という。）の人工授精用精液（以下「精液」という。）の提供を求めた訴訟において、最高裁判所で兵庫県に勝訴（最判平成13年10月13日）している。

その上で、実施機関に対して精液を注文しているが、実施機関は不足していると常に回答をしてきた。

そうであれば、どこの団体（農業協同組合）に何本の精液を提供しているかを明らかにすべきであり、公開したとしても、何ら農業協同組合にとって経済的なダメージとはならないものである。

(2) よって、実施機関が本件公文書で非公開とした、精液の譲渡先団体名は公開すべきである。

第3 諮問庁の説明要旨

非公開理由説明書及び意見陳述において述べられた非公開理由は、次のとおり要約される。

1 本件公文書について

県が保有する種雄牛の精液については、「種畜等及び精液等譲渡規則」（昭和39年兵庫県規則第22号）に基づき、県立農林水産技術総合センターが配布希望団体から申請を受け、内容審査の後、配布しているところである。

実施機関においては、一部の種雄牛に精液の配布希望が集中しないよう、畜産農家からの翌年度の配布希望（種雄牛の種別、本数）を取りまとめた各団体と配布調整の会議を実施している。

本件公文書には、当該会議における精液の配布調整結果に基づく、各団体への種雄牛ごとの精液配布本数が記載されている。

2 異議申立てに係る公開しない部分とその理由

(1) 本件公文書の部分公開決定において、非公開とした部分は、精液の譲渡先団体名であるが、その後、譲渡先団体のうち、県の機関については、公開することに変更決定したものである。

(2) 情報公開条例（平成12年兵庫県条例第6号。以下「条例」という。）第6条第6号の該当性

ア 兵庫県では、種雄牛はすべて但馬牛だけを交配に用いる、全国に例を見ない閉鎖育種を進め、但馬牛ブランドを確立し、県、生産者団体及び畜産農家の三者一体で、但馬牛の改良に取り組んできた。

このような閉鎖的な交配システムの中における、遺伝的に極端な偏りを避けるため、精液の年間配布本数の上限を種雄牛1頭当たり4,000本とすることで、血統バラエティを適正な範囲内で確保してきた。

そのため、畜産農家の配布希望本数がこの上限を上回る場合には、実施機関による配布調整を余儀なくされることになる。

この配布調整は、畜産農家の経済的利益を背景に、実施機関と各団体と

の間での長時間に及ぶぎりぎりの交渉・利害調整を踏まえて行われている。
イ こうしたことから、各団体への種雄牛ごとの配布調整結果が記載された本件公文書については、県は、各団体はもとより関係の畜産農家等の利害関係者に対してさえも提供していない。

このような、各団体や関係の畜産農家等の利害関係者に対してさえも開示されていない情報を一般的に公開することは、このような配布調整方式の運営に重大な支障を生じるおそれがある。

したがって、本件公文書に記載された精液の譲渡先の団体名（県の機関を除く。）を公開すれば、県の機関の事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、条例第6条第6号に規定する非公開情報に該当する。

第4 審査会の判断

1 条例第6条第6号の該当性について

実施機関は、条例第6条第6号に該当するとして、本件公文書に記載された精液の譲渡先のうち、県の機関を除いた団体名（以下「本件非公開情報」という。）を非公開としていることから、以下検討する。

条例第6条第6号は、公開請求に係る公文書に「県の機関若しくは国、独立行政法人等、他の地方公共団体若しくは地方独立行政法人が行う事務若しくは事業に関する情報であって、公にすることにより、・・・当該事務若しくは事業の性質上、当該事務若しくは事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」が記録されている場合には、これらの情報を除いて公開しなければならないことを定めたものである。

本件公文書には、種雄牛の凍結精液に係る配布調整の過程におけるさまざまな判断要素が反映された結果が記録されているものであり、単に数値化された評価システムとして機械的・類型的に行われる方式によるものではなく、実施機関と各団体との間におけるぎりぎりの個別的な交渉・利害調整を踏まえた調

査結果（各団体への種雄牛ごとの配布本数）が記録されていることが認められる。

本件非公開情報を公開すると、但馬牛改良事業を円滑に進める上で不可欠な、実施機関と各団体との代表者との間における、こうした複雑で困難な個別的交渉・利害調整に基づく配布調整方式の運営を維持できなくなるおそれがある。

さらに、各団体や関係の畜産農家等の利害関係者に対してさえも提供されていない情報を一般的に公開することは、このような配布調整方式の運営に重大な支障を生じるおそれがある。

したがって、本件非公開情報を公開することにより、県の機関が行う事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものと解されるので、条例第6条第6号の非公開情報に該当する。

- 2 なお、異議申立人は、どこの団体（農業協同組合）に何本の精液を提供しているかを明らかにすべきであり、公開したとしても、何ら農業協同組合にとって経済的なダメージとはならないものであると主張するが、当審査会は、非公開部分が条例第6条第6号に規定する非公開情報に該当すると判断した以上、これについては判断しない。
- 3 以上のことから、「第1 審査会の結論」のとおり判断するものである。

(参考)

審 査 の 経 過

年 月 日	経 過
20. 12. 12	・ 諮問書の受領
21. 3. 12	・ 諮問庁の非公開理由説明書の受領
21. 3. 24	・ 異議申立人の意見書の受領
21. 7. 21 (第209回審査会)	・ 諮問庁から非公開理由の説明聴取 ・ 審議
21. 9. 25 (第210回審査会)	・ 異議申立人から意見聴取 ・ 審議
21. 11. 27 (第211回審査会)	・ 審議 ・ 答申